

## PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約580人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCのグローバルネットワーク ([www.pwc.com](http://www.pwc.com))に属するPwC各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwCは、世界153カ国に155,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

このニュースレターは、概略的な内容をご紹介する目的で作成しており、この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの担当者にお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

\*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

## 移転価格課税訴訟における 初の納税者勝訴判決事例について

2008年10月30日、東京高等裁判所は、課税当局が行った移転価格税制に基づく法人税の更正処分を取り消す判決を下しました。その後、課税当局が上告を断念したため、この判決は確定したものとなりました。

これは、裁判所により移転価格の更正処分が取り消された初めてのケースとして注目されますが、第一審で適法と判断された、いわゆるシークレットコンパラブルを用いて更正処分を行ったことについて判断は示されなかったため、シークレットコンパラブルを用いて更正処分を行うことの是非についての裁判所の立場は依然として明らかではないものと思われます。

本稿では、本判決の概要について紹介しています。

東京高等裁判所は、2008年10月30日、コンピューターソフトウェア製品の販売支援等を業とするA社(控訴人)の訴えを認め、第一審である東京地方裁判所の判決を破棄し、東京国税局が行った移転価格税制に基づく法人税の更正処分を取り消す判決を下しました<sup>1</sup>。本件は、裁判所により、移転価格の更正処分が取り消された初めてのケースであり、今後の移転価格税制の執行を予測する上で注目されます<sup>2</sup>。

裁判で争点となったのは、東京国税局が採用した独立企業間価格の算定方法の適否でした<sup>3</sup>。控訴人は、国外関連者との間で業務委託契約を締結し、当該国外関連者が日本で行うソフトウェア製品の販売活動を支援する役務提供を行っているところ、東京国税局は、日本の企業(比較対象企業)が行う非関連の海外のメーカーの製造にかかわるグラフィックソフト製品の輸入販売取引を比較対象取引として、その売上総利益率を基に独立企業間価格を算定しました。これに対して裁判所は、国外関連取引および比較対象取引において、控訴人および比較対象企業が果たす機能および負担するリスクを比較・分析し、その間には著しい差異があるとして、東京国税局が採用した手法は、法令が許容する再販売価格基準法には当たらないと判示しました。

上記判断に当たり、裁判所は、以下の点を重視しています。

- ・ 国外関連取引が法的にも経済的実質においても役務提供取引であること。
- ・ 控訴人が販売機能を果たしていないこと(機能の差異)。
- ・ 業務委託契約によれば、控訴人には役務提供にかかわる必要経費を上回る報酬が保証されていること(リスクの差異)。

こうした点からみて、裁判所は、機能およびリスクの分析において、国外関連者との契約内容を重視する姿勢を示したといえます。

本判決により、国外関連者の販売支援を行う納税者が、国外関連者との間で実質を伴った役務提供契約を締結している限り、売買取引を行う比較対象企業の売上総利益率を用いて(再販売価格基準法)役務提供対価の独立企業間価格を算定することは困難になったといえます。今後、国税当局は、役務提供取引のコストに対するマークアップ率を利益水準指標として用いるものと考えられます(原価基準法、あるいは、フルコストマークアップ率による取引単位営業利益法)。ただし、第三者に対して販売支援を行う比較対象企業がほとんどないと考えられることから、目標レンジを算定するために、どのような比較対象企業を用いるのか、また、コストに対する利潤をどのように算定するのか、不透明な部分が残されています。

**上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。**

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース  
〒100-6015  
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号  
霞が関ビル15階  
電話 : 03-5251-2400(代表)  
<http://www.pwc.com/jp/tax>

<b>パートナー</b>	小野寺美恵	03-5251-2791	<a href="mailto:mie.onodera@jp.pwc.com">mie.onodera@jp.pwc.com</a>
<b>マネージング・ディレクター</b>	荒井優美子	03-5251-2475	<a href="mailto:yumiko.arai@jp.pwc.com">yumiko.arai@jp.pwc.com</a>
<b>シニア・マネージャー</b>	倉内敏行	03-5251-2697	<a href="mailto:toshiyuki.kurauchi@jp.pwc.com">toshiyuki.kurauchi@jp.pwc.com</a>

<sup>1</sup> なお、被控訴人は上告を断念し、本判決は確定しています。

<sup>2</sup> 裁判所の確定判決は、当該事件の当事者を拘束するだけですが、事実上、他の納税者や税務当局にも大きな影響を与えることになると考えられます。

<sup>3</sup> 東京国税局が第三者取引情報(いわゆるシークレットコンパラブル情報)を用いて更正処分を行ったことについて、第一審では適法である旨判示されましたが、東京高等裁判所は判断を示しませんでした。したがって、シークレットコンパラブル情報を用いることについての裁判所の立場は、依然として、明らかになっていません。